**○厚生労働省告示第百四十四号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

第八号中(903)を(910)とし、(858)から(902)までを(865)から(909)までとし、(857)を(863)とし、その次に次のように加える。

(864)　リバスチグミン

第八号中(856)を(862)とし、(780)から(855)までを(786)から(861)までとし、(779)を(784)とし、その次に次のように加える。

(785)　ミチグリニドカルシウム水和物・ボグリボース

第八号中(778)を(783)とし、(594)から(777)までを(599)から(782)までとし、(593)を(597)とし、その次に次のように加える。

(598)　パンクレリパーゼ

第八号中(592)を(596)とし、(506)から(591)までを(510)から(595)までとし、(505)を(508)とし、その次に次のように加える。

(509)　トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン

第八号中(504)を(507)とし、(459)から(503)までを(462)から(506)までとし、(458)を(460)とし、その次に次のように加える。

(461)　デスフルラン

第八号中(457)を(459)とし、(127)から(456)までを(129)から(458)までとし、(126)を(127)とし、その次に次のように加える。

(128)　エドキサバン

第八号中(125)を(126)とし、(108)から(124)までを(109)から(125)までとし、(107)の次に次のように加える。

(108)　エスシタロプラム

**○厚生労働省告示第百四十五号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

別表第1の1中(179)を(180)とし、㉜から(178)までを㉝から(179)までとし、㉛の次に次のように加える。

㉜　エポエチンベータペゴル（遺伝子組換え）

**○厚生労働省告示第百四十六号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

| 医薬品の名称 | 予定される効能、効果又は対象疾病 | 申請者の氏名又は名称及び住所 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| ｃｒｉｚｏｔｉｎｉｂ | ＡＬＫ融合遺伝子陽性の進行非小細胞肺癌（がん） | ファイザー株式会社　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号 | 平成二十三年一月二十八日 |
| スチリペントール | クロバザム及びバルプロ酸ナトリウムではけいれん発作を十分にコントロールできない乳児重症ミオクロニーてんかん（Ｄｒａｖｅｔ症候群）患者の間代発作及び強直間代発作の補助療法。クロバザム及びバルプロ酸ナトリウムと併用する。 | Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａファルマ株式会社　東京都中央区京橋二丁目四番十六号 | 平成二十三年三月九日 |
| アポモルヒネ塩酸塩水和物 | 通常の薬物療法で十分な効果が得られないパーキンソン病における症状の日内変動に対するレスキュー療法 | 協和発酵キリン株式会社　東京都千代田区大手町一丁目六番一号 | 平成二十三年三月九日 |
| Ｇｅｎｚ－１１２６３８ | ゴーシェ病１型 | ジェンザイム・ジャパン株式会社　東京都港区赤坂五丁目三番一号 | 平成二十三年三月九日 |
| ミグルスタット | ニーマン・ピック病Ｃ型 | アクテリオンファーマシューティカルズジャパン株式会社　東京都渋谷区広尾一丁目一番三十九号恵比寿プライムスクェアタワー | 平成二十三年三月九日 |

**○農林水産省告示第八百四十一号**

へい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程（昭和三十二年二月十一日農林省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

題名を次のように改める。

へい殺畜等手当金等交付規程

第一条中「第五十八条第一項」の下に「及び第二項」を、「に対する手当金」の下に「及び特別手当金」を加え、「「手当金」」を「「手当金等」」に改める。

第三条第一項及び第二項中「手当金」を「手当金等」に改め、同条第三項中「手当金」を「規定により手当金等」に改め、「同項の」及び「第一項の」を削る。

第四条第一項中「様式第三号」を「別記様式第三号」に改める。

第五条中「手当金」を「手当金等」に、「第五十八条第三項」を「第五十八条第四項」に、「、様式第五号又は様式第六号」を「から別記様式第六号まで」に改める。

第六条中「第八号」を「別記様式第八号」に、「申請書に」を「概算払申請書に」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

**様式第１号**

へい殺畜等手当金等交付申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住　所

氏　名　㊞（申請者が代理人である場合には、何某ほか何名代理人氏名　㊞）

下記のとおり家畜伝染病予防法（第58条第１項（及び第２項）の規定による手当金（及び特別手当金）並びに第59条の規定による交付金（第58条第１項（及び第２項）の規定による手当金（及び特別手当金）の交付を受けたいので、へい殺畜等手当金等交付規程第３条第１項の規定により申請します。

記

〇〇〇円